

# 青森県報

第二千二百二十三号

平成十五年  
九月八日  
(月曜日)

## 規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十三号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月青森県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五号様式の一号紙中

専業主婦	年 月 日から	年 月 日まで
付添婦	年 月 日から	年 月 日まで
その他	年 月 日から	年 月 日まで

を

年 月 日から	年 月 日まで	日間	看護師の資格 有 無
年 月 日から	年 月 日まで	日間	

に改め、同様式の二号紙及び三号

紙を次のように改める。

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	（人事課）	一
青森県営住宅規則の一部を改正する規則	（建築住宅課）	四
告示		
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	（健康福祉課）	五
生活保護法による医療機関の指定	（同）	五
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	（同）	五
生活保護法による介護機関の指定	（同）	五
生活保護法による施術者の指定	（同）	六
臨時の職業訓練の施行	（労政・能力開発課）	六
証紙売りさばき人の指定	（経理課）	六
公告		
特定非常営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	（文化・スポーツ振興課）	六
出先機関		
土地改良事業の工事の完了	（北地方農林水産事務所）	七
道路の位置の指定	（弘前県土整備事務所）	七
右 同	（むつ県土整備事務所）	七

13 診療費請求明細		(患者の氏名)			
傷病名	ア イ ウ	診療開始日	ア イ ウ	年 月 日 年 月 日 年 月 日	診療期間 年 月 日から 年 月 日まで
初診	時間外・休日・深夜	回	点	診療実日数	日
再診	再 外 来 診 療 料 加 算 外 日 夜 診 料 加 算 外 日 夜	x x x x x	回 回 回 回 回	傷病の経過	
指導		年 月 日			
在宅	往 夜 深 夜 在 宅 患 者 訪 問 診 察 他 剤	回 回 回 回	転 帰 治 ゆ 繼 続 摘 要		
投薬	内服 とん服 外用 処麻調 薬調薬調薬調 剤剤剤剤 毒基	x x x x	単 位 単 位 単 位 単 位	回 回 回 回	
注射	皮下 筋脈 肉内 静脈 その他	回 回 回			
処置	薬 剤	回 回			
手術	麻 酔 手 術	回 回			
検査	薬 剤	回 回			
画像診断	薬 剤	回 回			
その他					
入院	入院年月日 病・診・衣	年 月 日	入院基本料・加算		
		x x x x x	日 日 日 日 日	間 間 間 間 間	
院	特定入院料・その他	食 事	基 準	円 x 円 x 円 x	日 間 日 間 日 間
診療報酬点数表により計算できるもの		合計点数	1点単価	円	
診療報酬点数表により計算できないもの		診断書料・入院室料差額等		円	
診療費請求合計額		円			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。					
年 月 日					
病院又は診療所の					
所在地 名 称 医師の氏名					

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。



療養費の取扱い

15 訪問看護事業者の証明	(患者の氏名)
傷病名	(訪問看護期間) 年 月 日から 年 月 日まで 訪問看護の回数 回
傷病の経過	
基本療養費	保健婦、保健士、看護婦、看護士、理学療法士、作業療法士 円 × 回 円 准看護師、准看護師 円 × 回 円
管理療養費	初 2 回目以降 回 円
指示年月日	年 月 日
主治医への直近報告年月日	年 月 日
訪問日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

を

15 訪問看護事業者の証明	(患者の氏名)
傷病名	(訪問看護期間) 年 月 日から 年 月 日まで
傷病の経過	訪問看護の回数 回
基本療養費	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士 円 × 回 円 円 × 回 円 准看護師 円 × 回 円
指示期間	指示期間 年 月 日から 年 月 日まで (特別指示期間) 年 月 日から 年 月 日まで

費	円 × 回	円	主治医への直近報告年月日	年 月 日
( )	円 × 回	円	訪問日	1 2 3 4 5 6 7
( )	加算 円 × 回 (時間)	円	8 9 10 11 12 13 14	
管理療養費	管理療養費 円 + 円 × 日	円	15 16 17 18 19 20 21	
	管理療養費の加算	円	22 23 24 25 26 27 28	
		円	29 30 31	

に改める。

第六号様式の取扱い【注意事項】の6を「10万円」と改める。

趣 意

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六号様式の取扱い【注意事項】の6の改正規定は、平成十五年十月一日から施行する。

青森県常任宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十四号

青森県常任宅規則の一部を改正する規則

青森県常任宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号）の一部を次のように改める。

第三号第四項の表中「百三十四円」を「百八円」と改める。

趣 意

この規則は、平成十五年九月十六日から施行する。

告

示

青森県告示第五百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
ミオ医院 サンロード青森 きくちたかしク リニック	弘前市大字大開一丁目三の三 青森市緑三丁目九の二サンロード青森四階	平成一五・七・四 一五・八・九

青森県告示第五百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
大開ファミリ クリニック 木村脳神経ク リニック きくち眼科 碓ヶ関調剤薬局 みんゆう薬局黒 石病院前店	弘前市大字大開一丁目三の三 弘前市大字代官町九六の一 八戸市大字三日町三〇の一アクシスビル二階 南津軽郡碓ヶ関村大字碓ヶ関字湯向川添五一 〇 黒石市北美町一丁目七四の一	平成一五・七・五 一五・八・一 一五・八・一 一五・八・三

青森県告示第五百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称
青森保健生活 協同組合	青森市大字浦町 三 字奥野四三四の 三	中部クリニック
		所在地
		青森市中央三丁 目一〇の二
		平成 一五・三・三

青森県告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業所	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称
有会社B IGサポー ト	弘前市大字大浦 町五の一	有会社B IGサポー ト 小比内事 業所
		所在地
		弘前市大字小比 内五丁目四の二 〇
		平成 一五・七・四
医療法人秀 豊会	上北郡上北町大 字上野字南谷地 二五八の一	パークリニッ ク上北
		訪問看護
		訪問看護
		上北郡上北町大 字上野字南谷地 二五八の一
		平成 一五・五・八

株式会社河原木電業	〃	〃
八戸市江陽二丁目一の一三	〃	〃
痴呆対応型共同生活介護	居宅療養管理指導	訪問リハビリテーション
株式会社河原木電業グループホールディングス	〃	〃
八戸市江陽二丁目一八の八	〃	〃
一五・八・三	〃	〃

青森県告示第五百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
山内 慎弥	西津軽郡柏村大字稲盛字雲雀野二八の一	けんこう堂 整骨院	西津軽郡柏村大字稲盛字雲雀野二八の一	平成一五・八・一

青森県告示第五百八十二号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）第二条の二第一項の規定により、次のとおり臨時の職業訓練を施行するので、同条第三項の規定により告示する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

臨時の職業訓練を実施する能力開発校の名称	職業訓練の種類	対象者	訓練科	期間	定数
青森県立青森高等技術専門学校	普通職業訓練・短期課程	公共職業安定所職業訓練の受講者又は職業指導の受託を受けたもの	C A D 技術科	三月（夜間・土日）	二〇人
青森県立弘前高等技術専門学校			介護福祉科	二月（昼間）	二〇人

青森県告示第五百八十三号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
上北郡上北町中央北三丁目三二の八九  
株式会社上北燃料
- 二 指定年月日  
平成十五年九月八日
- 三 売りさばき場所  
上北郡上北町中央北三丁目三二の八九

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年九月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成十五年八月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人海の八戸NPO
- 三 代表者の氏名  
中村 覺
- 四 主たる事務所の所在地  
八戸市新湊三丁目三の一八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、八戸市民並びに県内外からの観光客に対して、八戸の観光資源である海を活用したブルーツーリズム、親水空間利用などの各種事業を行うことによつて、八戸地域のまちづくり、雇用開発、文化振興、環境保全ひいては地域活性化に貢献することを目的とする。

**出 先 機 関**

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年九月八日

北地方農林水産事務所長 斉 藤 剛

十四年災農地災害復旧事業一九一	土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
		五所川原市	平成一五・七・二六

弘前県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、弘前県土整備事務所及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月八日

弘前県土整備事務所長 米内山 満

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
黒石市昭和町二の一四	二七・七一メートル	六・〇〇メートル	平成一五・八・二五

むつ県土整備事務所告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年九月八日

むつ県土整備事務所長 竹内 由 昭

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市金曲一丁目八の一	一一・〇・八二メートル	六・〇〇メートル	平成一五・八・二

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市古川一丁目一七番五  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭